

国民健康保険税について

本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は8月1日(月)ですので、納め忘れにご注意ください。

○納税義務者は世帯主です

世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者(擬制世帯主)となります。

○税率の改定がありました

令和4年度から国保税の課税方式が茨城県内で統一されることになりました。「資産割」と「平等割」は廃止され、「所得割」と「均等割」の2方式で計算します。

「資産割」と「平等割」が廃止されることによる税収の不足分は、「所得割」と「均等割」で補います。

なお、みなさんの負担が急激に増えることがないように、できる限り税率を据え置きましたが、年々医療費が増加していることから、令和5年度以降も税率が上がらる可能性があります。国民健康保険の現状をご理解いただき、安定的な運営に向けてご協力をお願いします。

医療分、後期高齢者支援分及び介護分を計算して合計したものが

	令和3年度(改正前)			令和4年度(改正後)		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	7.8%	2.0%	1.3%	7.2%	2.2%	1.6%
資産割	30.0%	8.0%	7.0%	廃止		
均等割	20,000円	5,000円	7,000円	29,000円	10,000円	10,000円
平等割	20,000円	6,000円	6,000円	廃止		
限度額	630,000円	190,000円	170,000円	650,000円	200,000円	170,000円

世帯の1年間(4月から翌年3月まで)の国保税となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

国民健康保険税の軽減について

○均等割の軽減

国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割が軽減措置の対象となります。

未就学児

均等割
5割軽減

所得に応じて

均等割
7割軽減
5割軽減
2割軽減

これらの軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方(所得未申告者)がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

※軽減の詳細については町公式ホームページを確認してください。



国民健康保険税の納め方

○普通徴収

現金または口座振替により納付(納期は8期あります)。

○特別徴収(年金からの天引き)

特別徴収対象被保険者(※)の年金の支払時に、国保税を差し引きます(申し出により口座振替に変更可能)。

- 1 世帯主が国保の被保険者
- 2 世帯内の国保加入者が65歳以上74歳未満
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 4 世帯主に係る国保税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えていない

○納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

加入、脱退には必ず届出を

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって課税されます。

また、職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を脱退する時も手続きが必要となります。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

なお届出の際には、窓口に来る方の本人確認書類と、該当者と世帯主のマイナンバーカード等を持参してください。

○お問い合わせ

町民税務課

【資格】町民G ☎(84)19965
【国保税】税務G ☎(84)19966

未申告だと国保税が高くなってしまうこともあるので、所得の申告は必ずしましょう。
誰かの扶養になつていない場合は、収入が無くても申告する必要があります。

